

労働情報なごや

2021 秋号



「愛知県最低賃金」は、10月1日から
時間額 **955** 円に改定！

28円
UP

～使用者の方も、労働者の方も最低賃金を上回っているか必ず確認しましょう～

愛知県内の事業場で働くすべての労働者（常用・臨時・派遣・パート・アルバイト等）に適用されます。使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。日給制、月給制の労働者の場合は、時間当たりの金額に換算して最低賃金の時間額955円と比較します。

詳しくは、愛知労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>)、愛知労働局労働基準部賃金課（電話 052-972-0257）、または事業場の所在地を管轄する労働基準監督署にお尋ねください。

労働基準監督署	電話番号	市内管轄区域
名古屋北労働基準監督署	052-961-8653	東、北、中、守山
名古屋南労働基準監督署	052-651-9207	中川、港、南
名古屋東労働基準監督署	052-800-0792	千種、昭和、瑞穂、熱田、緑、名東、天白
名古屋西労働基準監督署	052-481-9533	西、中村

令和3年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

＜概 要＞事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成

＜申請期限＞令和4年1月31日まで

＜留意事項＞・同一年度内に2回まで申請することが可能

・予算範囲での内の交付のため申請期間内に募集を終了する場合あり

＜問合せ先＞業務改善助成金コールセンター TEL：03-6388-6155（受付 平日8：30～17：15）

＜申請窓口＞愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL：052-857-0313

※詳しくは、厚生労働省 HP をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。一人ひとりが自身にも関わることであり、過労死とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう！

Q1 長時間労働の削減に向けて事業主が取り組むべきことは？

⇒ 事業主は労働者の労働時間を正確に把握しましょう。時間外・休日労働協定（36協定）の内容を労働者に周知し、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。

Q2 働きすぎによる健康障害を防止するために必要なことは？

⇒ 事業主は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること、労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。

Q3 働き方はどのように見直せばよいですか？

⇒ 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。

Q4 勤務間インターバル制度とは？

⇒ 終業時刻から翌日の始業時刻までの間に一定時間以上の休息時間を設ける制度で、働く人の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るため有効なものです。労使で話し合い、制度の導入に努めましょう。

Q5 心の健康を保つために取り組むべきことは？

⇒ 事業主はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより、自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。

Q6 職場のハラスメントの防止に向けて取り組むべきことは？

⇒ 令和2年6月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が大企業の義務となりました（中小企業は令和4年4月1日から）。事業主は予防から再発防止に至るまでの一連の防止対策に取り組み、職場のハラスメントを防止しましょう。

Q7 労働者が過労死等の危険を感じた場合に備えて取り組むべき対策は？

⇒ 労働者は自身の不調に気がついたら、早めに周囲の人や医師などの専門家に相談しましょう。事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

※名古屋市、愛知労働局、各労働基準監督署または労働条件相談ホットライン（0120-811-610）で労働相談や情報提供を受け付けています。名古屋市の労働相談については4ページをご覧ください。

過労死等防止対策推進シンポジウムのご案内

＜開催日時＞令和3年11月8日（月） 13:30～16:00（受付13:00～）

＜会場＞名古屋市中企業振興会館 7F メインホール
（名古屋市千種区吹上二丁目6番3号）

＜参加費＞無料

＜主催＞厚生労働省

＜プログラム＞

- ・過労死遺族の声「高橋まつりはなぜ亡くなったのかー若者の過労死を防ぐためにー」
高橋 幸美 さん（広告代理店過労死遺族、厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員）
- ・基調講演「過労死・ハラスメントをなくすために」
川人 博 氏（川人法律事務所）

＜申込方法＞事前申し込みが必要です。下記ホームページからお申し込みください

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

＜問合せ先＞株式会社プロセスユニーク TEL: 0120-562-552 FAX: 052-915-1523

Eメール: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ！



(愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック・東海ろうきん共催)

第17回退職準備セミナー (年金受給準備セミナー) 開催のお知らせ

愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロックでは、退職(定年)を控えた方を対象として、①共済年金と厚生年金の一元化について②公的年金はいつからいくらもらえるのか、③65歳までの暮らし方をどうする、④定年前後にやるべきこと3大手続き(年金・雇用保険・健康保険など)について、セミナーの受講者を募集します。

≪開催日時≫開催時間 午前10:00～12:30/午後13:30～16:00

第1回 令和3年11月13日(土) 午前/第2回 11月13日(土) 午後

第3回 令和3年11月14日(日) 午前/第4回 11月14日(日) 午後

第5回 令和3年11月20日(土) 午前/第6回 11月20日(土) 午後

※第1回から第5回は民間企業などに勤めの方、第6回は公務員・私立学校・教職員組合(旧共済年金)の方を対象としています。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止する場合がございます。ご了承ください。

≪会場≫ワークライフプラザあろ(全労済金山会館) 6階大会議室

名古屋市熱田区金山町1-14-18 ※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

≪定員≫各回50名(定員になり次第メ切)

≪参加費≫無料

≪対象≫59～62歳で民間企業などに勤めの方(厚生年金)

及び公務員・私立学校教職員の方(共済年金) ※ご夫婦での参加をお薦めしています。

≪主催≫愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック/東海労働金庫

≪講師≫社会保険労務士 鈴木 久子 氏

≪申込方法≫所定申込書にご記入後、所属の労働組合または、愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロックへFAXまたはEメールでお申込みください。

≪所定の申込書の請求及び問い合わせ先≫

・愛知県労働者福祉協議会名古屋ブロック

TEL: 052-682-6029 FAX: 052-682-6049 Eメール: tomonokai@ray.ocn.ne.jp

・東海労働金庫 本店 TEL: 052-243-8800

名古屋市ワーク・ライフ・バランス推進セミナーを開催します！**『管理職が実現するワーク・ライフ・バランス****～豊かな人生を実感できる職場作り～』**

管理職、部下とともに自身が望む生活スタイルを実現できる働き方への転換や、心身ともに健康的に活躍するための具体的な取り組みをご紹介します。

※web会議システムアプリ「Zoom」を利用したオンラインセミナーです。

≪講師≫佐藤 博樹 教授(中央大学大学院戦略経営研究科)

≪対象≫名古屋市内に事業所を有する企業の経営者、職場のチーム(部・課等)をまとめる役を担う方、人事労務担当者、メンタルヘルスを推進している方

≪定員≫先着100名

≪参加費≫無料

≪申込締切≫10月29日(金)まで

≪申込方法≫名古屋市公式ウェブサイトからお申込み、または申込書をFAX、Eメールにて送信ください
<https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000145609.html>

≪問合せ先≫ワーク・ライフ・バランス推進セミナー運営事務局(株式会社マザーリーフ)

〒464-0836 名古屋市千種区菊坂町三丁目4番地の1 Gハウス302号室

TEL: 052-439-6171 (受付時間: 平日9:30～17:30) FAX: 052-761-3537

Eメール: wlb-nagoya@mother-leaf.net



名

古

屋

市

無料

労働に関する

出

前

講

座

人材の定着を考える中小企業や、経営者団体等を主な対象に、労働時間管理や労働法令の改正等に関する研修、心の病に対する知識や対応を学ぶメンタルヘルス研修を実施する専門家（社会保険労務士、心理カウンセラー）を派遣します。（令和4年3月31日までに実施する勉強会や講演会などで、15人以上が参加する行事が対象）

【労働関係法令研修】※オンライン開催も可

- ・ 最近の労働法令の改正情報
- ・ 労務管理の基礎知識、社会保障制度等

【メンタルヘルス対策支援研修】

- ・ メンタルヘルスに対する正しい理解
- ・ 職場でのメンタルヘルス不調者対応



【講座時間】

50分以上2時間以内

【日時】

月曜日～金曜日 午前10時～午後9時

【配信会場等】

実施団体でご用意下さい（名古屋市内）

「問合せ先」名古屋市経済局労働企画室 TEL：052-972-3145

※詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000055285.html>

名古屋市 中小企業 出前講座

検索

～職場でのトラブルや悩みごとはありませんか？～

【名古屋市市民相談室 労働相談】のご案内

名古屋市では、雇用、賃金、解雇などの労働に関する問題でお困りの市内在住または在勤の方を対象に、市民相談室で専門家による労働相談を行っています。

相談受付：月～金曜日（祝休日・年末年始を除く）

午前9時～11時45分・午後1時～3時45分

電話：052-972-3163

場所：名古屋市役所西庁舎1階（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

E mail: rodosodan@keizai.city.nagoya.lg.jp

※Eメールによるご相談は、氏名（可能な限り）、性別、年代、お住まい又は勤務地の区を記入し、相談内容についてなるべく詳しくお書きください。

◆相談無料

◆秘密厳守